

みんなのポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

先住民と環境保全をめぐる現代的問題：
沿岸水域の海洋資源をめぐる先住民の窮状：
オーストラリア・トレス海峡諸島のジュゴンを事例
として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松本, 博之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00000993

第7章 沿岸水域の海洋資源をめぐる先住民の窮状 オーストラリア・トレス海峡諸島のジュゴン事例として

松本 博之
奈良女子大学名誉教授

本稿はオーストラリアの先住民漁業であるジュゴン猟に焦点をあてる。「環境保全」、「生物多様性」、「持続可能な開発」というグローバル・スタンダードなスローガンは「先住民」というひと言を組み込むと、その正当性ないし正統性をめぐって複雑な状況を呈する。国際的な機関や主流派社会の政府にとっては、生物学者もふくめ、ジュゴン猟は環境問題であるが、先住民にとっては、環境問題であるのみならず、社会問題であり、政治問題である。本稿では、先住民に関わる環境保全の1例を取り上げ、政府や研究者の進めようとするコミュニティを基盤とした資源管理（CBM ないし CBRM）の問題点を浮き彫りにする。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. はじめに | 4. 生物学者たちの新たな試み |
| 2. 沿岸水域の管理をめぐる法制度 | 5. 先住民側の主張と動向 |
| 3. トレス海峡諸島における生物学者の出現 | 6. 結びにかえて |

キーワード：先住民、持続可能な開発、ジュゴン猟、コミュニティを基盤とした資源管理、トレス海峡諸島

1. はじめに

環境保全（Environment Conservation）、生物多様性（Biodiversity）、持続可能な開発（Sustainable Development）は20世紀後半、とくに1990年代以降、正当性をもつスローガンとして国際的に喧伝されるようになった。しかし、そのことは、二酸化炭素の排出削減基準を設定した京都議定書をめぐる既開発国と途上開発国との軋みとなってあらわれたように、上記のスローガンに「先住民」というひと言を組み込むと、それらのスローガンの正当（統）性をめぐって複雑でかつ深刻な諸問題を生み出している。鯨をめぐっては長年にわたり先住民による生業捕鯨に関する議論が成されてきたが、近年になって、先住民と環境保全の問題を取り上げるシンポジウム（Kishigami and Savelle 2005）やワークショップの開催、それに学会誌でも特集号（Canadian Anthropological Society 2005）が編集されており、ようやくそこにはらまれる問題点が浮き彫りにされつつある。「先住民」と「環境管理ないし環境保全」という問題は非先住民社会や政府側から先住民を取り込んだ「共同管理（Co-Management, 以下, CM）」や「コミュニティを基盤とした管理（Community Based Management, 以下,

CBM)」という「協働関係」(partnership)による管理体制を実現しようとしているが、かならずしもうまく展開しているわけではない。そこには、狭い意味での環境問題としてだけでなく、先住民には植民地支配の歴史や今日の脱植民地化の過程のなかで、より一層政治的かつ文化的意味合いをおびた問題性がはらまれているからである（大村 1998；細川 2005）。

ところで、私は 1999 年数年ぶりに長年の調査地、トレス海峡諸島のマビアグ島に出かけた。当時その島ではオーストラリア北部の大学の博士課程の大学院生が学位論文の作成も兼ねて 2 年あまりの滞在調査を行っていた。彼女は、指導教員とともに「オーストラリア漁業管理庁 (Australian Fisheries Management Authority)」(以下、AFMA と表記) の委託研究費を受け、学位論文の資料収集と併せて、AFMA や指導教員から与えられたテーマ (島の人たちに資源管理のための「科学的」調査法の訓練) を遂行するために滞在していたのである。その 3 年後に書き上げられた彼女の博士論文のタイトルは『トレス海峡における持続可能な先住民ジュゴン漁に向けて (Towards A Sustainable Indigenous Fishery for Dugongs in Torres Strait)』(Kwan 2002a) であり、その副題は「経験的データ分析とその過程への貢献 (A Contribution of Empirical Data Analysis and Process)」というものであった。われわれフィールドワークを唯一の研究手段とする者にとっては当然のことのように思っていたが、この「経験的データ分析とその過程への貢献」という副題が博士論文としてのオリジナリティを持つとすれば、長期の滞在調査により住民生活の観察や住民への聞き取りから経験的なデータを得ることは彼女たちの分野 (熱帯海洋生態学及び漁業生物学) ではかなり稀なことであるらしい。

そして、彼女は調査にあたり、トレス海峡諸島民自身の地方政府関係機関 (「トレス海峡地域局 Torres Strait Regional Authority)」との調整や村会の許可による入島・滞在、その後の島の人びとや、とくにジュゴン・ハンターであるインフォーマントとの信頼関係の構築、さらに調査とともにハンターたちへのジュゴンの生物学的かつ生態学的な調査法の理解についてこと細かに書いているのである。すなわち、彼女の博士論文とならんで、博士論文完成直後に書いた論文の中で、次のように述べている。「トレス海峡の多くの島々では、研究者たちを直接経験した島はほとんどなく、自分の滞在した島が例外的にいくつかの研究者を受け入れ、関係が良好であったこと」(Kwan 2002b) という恵まれた状況を筆頭にあげながら、「私がトレス海峡諸島民にとってのジュゴン消費の社会的背景の複合性やその奥行きを十分に認識していたこと、トレス海峡諸島民のジュゴンの社会文化的かつ栄養学的な意義を自覚して私の資料収集を展開し、文化的に許容されることに注意しながら研究活動を実行し、それぞれの場にふさわしい順応的な研究過程を採用したこと」(Kwan 2002b) が調査を成功裏に進めることのできた要因であるというのである。

私は彼女の調査の成功に難癖を付けるつもりはない。ただ、彼女の掲げる成功の要因があまりにも当たりまえすぎて、かえって何故それをこと立てて述べなければならないのか不思議に思われるのである。しかし、彼女の属する大学内の「グレートバリア・リーフ世界遺産地域 (Great Barrier Reef World Heritage Area)」研究の1付属部門として設けられた「トレス海峡共同研究センター (Cooperative Research Centre for Torres Strait)」の調査ガイドブック『トレス海峡における研究活動のための倫理的・効果的意志伝達のガイドライン』(Jones and Barnett 2006)の中でも、調査にあたっての重要な心得として、彼女と同様の指摘が掲げられているのである。私自身、1975年からその島に30数年出かけてきたが、たしかに入島や滞在に際し前もって村長や村会に許可を得るものの、当初から彼女の記述やガイドラインにふくまれる心得をそれほど大上段に意識することもなかったし、だからといって、1度として拒否されたこともない。村長は帰り際挨拶に訪れると、たいてい「来たいとき、いつでも来たらいい、次はいつ来るんだ」と声を掛けてくれるのである。ただ、誤解のないように言っておきたいのだが、私は自慢話をしたいわけではなく、同じジュゴン鯨を対象にするにしても、私の調査の目指すところと彼女の目指すところが違っており、彼女の研究テーマゆえに調査やその行動に神経質にならざるを得ない側面があるということである。この点はこの小文のテーマに深く関わることであるから、あえてこのような事柄を持ち出したのである。

たとえば、また彼女を話題にして悪いのだが、彼女には次のような苦い経験もあった。彼女がマビアグ島に定着するまえ、当初トレス海峡の別の島での調査を計画し、調査の理解を得ようと島のリーダーや人びとと信頼関係を築こうとしていたのである。ところが、ある時、彼女に同行したオーストラリア本土の有力新聞の記者が彼女の知らぬ間にジュゴンの解体写真を撮り、それを「無知の虐殺者 (slaughters of innocents)！」という見出しですっぱ抜いたのである。当然のことながら、彼女が関わりを打ち消しても理解を得られず、その島での調査を断念せざるを得なかったのである。このことを書いたのも、トレス海峡における先住民のジュゴン鯨(漁)がオーストラリアという国家において、目下どのような状況に置かれているのか、その一端をうかがわせてくれるからである。

1990年代中ごろのインタビュー調査によると、熱帯海域の沿岸部に生息するジュゴンを最も身近に感じている北クインズランド海岸都市の市民はその38%だけが先住民のジュゴン漁を容認しているが、こうした容認者もその85%がヨーロッパ人と接触する前の道具と技術に限定するべきだという意見をもっており (Ponte et al. 1994)、やむをえず認めているという状況なのである。先住民のジュゴン漁はそのような雰囲気の中に置かれており、上記の大学院生は目下蓄積の少ないジュゴンの生物学的情報と先住民による捕獲状況の資料を収集し、その結果として、一般的に言われる「共

同管理 (CM)」や「コミュニティを基盤とした管理 (CBM)」によってジュゴンの保全をどのように図るのかを模索するために滞在調査していたのである。一人の生物学者として神経質にならざるを得ない彼女の状況が、逆にいえば、今日先住民であるトレス海峡諸島民のジュゴン (ウミガメもふくめ) という資源利用やその保全をめぐる置かれている状況の一端を如実に映し出しているように思われる。

この小論では、沿岸水域における資源管理という問題が、「少数民族」あるいは「先住民」の一語を組み込むと、どのような問題性をはらむことになるのか、カナダに比べれば、この問題に関して立ち後れのみられるオーストラリアのトレス海峡諸島民を事例として検討してみたい。

2. 沿岸水域の管理をめぐる法制度

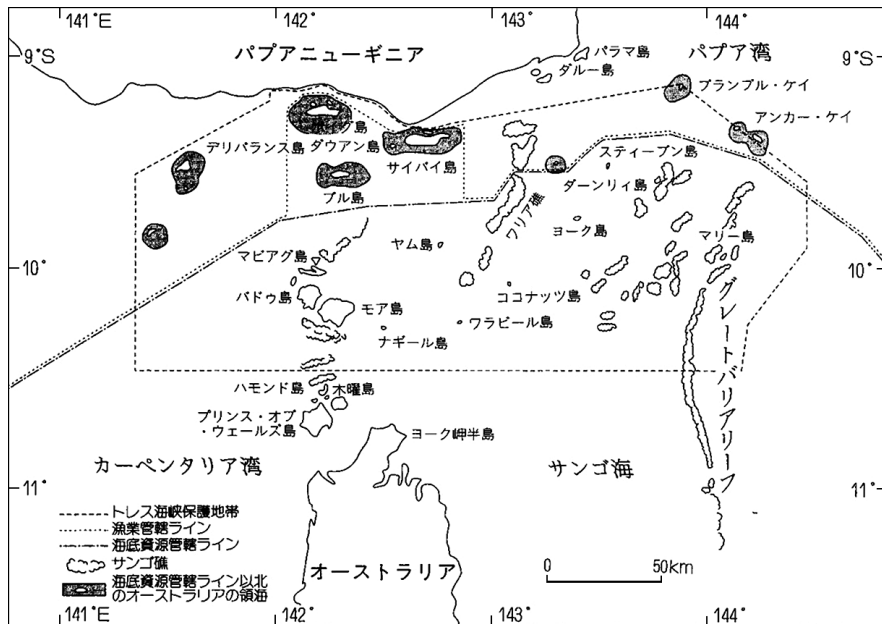
トレス海峡諸島民はオーストラリアの最北端、ヨーク岬半島とパプア・ニューギニアとの間の南北 160 km ほどの海峡を出自とするオーストラリアのもう 1 つの先住の人びとである。その大半は今日オーストラリア北部東海岸の都市部やその周辺で暮らしているが、もとの海峡の島々やヨーク岬半島先端部にも 8,000 人ほどが暮らしており、これから話題とするのはその海峡域の人びととそこでの環境保全をめぐる問題である。

まずこの節では、20 世紀の後半、とくにこの 4 半世紀の間に沿岸水域の管理という側面から、先住民社会が置かれてきた国際的および国内的な動向を概観してみよう。

オーストラリアの先住民、とくにトレス海峡諸島民の場合、その動向は 1960 年代の後半によく市民権を得るという画期的な出来事もあったが、沿岸水域の管理という点で大きく方向転換したのは「トレス海峡条約 (Torres Strait Treaty)」の施行であった。この条約は 1975 年のパプア・ニューギニアの独立にともない、78 年に国際条約としてパプア・ニューギニアとオーストラリアの間でむすばれ、1985 年 2 月から批准・施行されている (Department of Foreign Affairs 1985)。

この条約は国際的な二国間条約としてはこの地域の特性を考慮した特異なものである。条約の大半は海峡内の島々と隣接域に暮らす先住民 (条約では「伝統的住民」と表現する) およびその他の非先住民系の漁業者との漁業協定といってもよい内容である。それにはさらに、非先住民社会の国際的な関心事である「環境管理」の視点もくわわって、複雑な様相を呈している。条約の内容は多岐にわたるが、その前文にあるように、1) 海域の国境設定、2) この地域の住民 (トレス海峡諸島民と北部の隣接海岸のパプア・ニューギニア人) の伝統的な生活様式と生計の保護、3) 海洋環境の保全と船舶及び航空機の自由往来、4) 漁業資源の保護・管理・配分および海底鉱物資源の探査と開発の統制を軸として条項が編まれている (松本 2002)。

当面本稿に関わる条項をみると、まず国境をこえた「保護地帯 (The Protected



Zone)」が設定されている（第10条）。その目的は伝統的住民の伝統的生活様式と生活を保護し、伝統的な漁業と、トレス海峡諸島民とパプア南西岸の人びととの旧来からの自由往来を承認することであるが（第3項）、同時に第4項では、保護地帯およびその周辺域の海洋環境と土着のファウナとフローラを保護および保全することが目指されている。そして、第13条ではそうした海洋環境の保護および保全のために必要な法令や条例的措置をとる必要があり、さらに第14条では、消滅の恐れのある、あるいは将来その可能性があるかもしれない土着のファウナとフローラの種を検証し、保護するよう最善の努力を払わなければならないと規定されている。しかしながら、第20条では、種の保全のために必要ならば、保全条例を伝統的漁業に適用するかもしれないが、伝統的住民の伝統的生活様式や生活の保護、伝統的活動の執行と伝統的な慣習的権利の行使に対してなんらかの制約的な結果を招くことを最小限にとどめるよう、これまた最大限の努力を払わなければならないとするのである。この第14条と第20条のそれぞれの目的がその後問題をはらませることになったのである。そして、その管轄と執行にあたっては、オーストラリア側では「トレス海峡保護地帯合同庁（Torres Strait Protected Zone Joint Authority）」（以下、TSPZJA）がその最高の議決機関として設置され、具体的な業務を「オーストラリア漁業管理庁（AFMA）」が担当することになったのである。TSPZJA 議決機関の構成メンバーは後述するように近年に至るまで連邦政府農林水産大臣とクインズランド州政府第一次産業・水産業

大臣のみであり、その会合はトレス海峡から 3,000 km 離れたブリスベンか、5,000 km 離れたキャンベラで行われ、AFMA の担当部局にしても本部はキャンベラにあり、トレス海峡には数人の係官しか駐在せず、長年、トレス海峡諸島民の頭越しに物事が進められてきたのである。

しかし、オーストラリアのジュゴンやウミガメとトレス海峡の先住民を取りまく法制度は、トレス海峡条約がもっともプライマリーな法的規定であるとしても、20 世紀後半の環境に対する国際的な動向が幾重にも先住民とオーストラリア政府を取りまくようになっている。

主だったものだけを拾ってみても、国際自然保護連合 (IUCN) のレッド・データ・ブックには絶滅危惧種としてジュゴン・ウミガメが掲げられているし、1975 年に発効された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)」(通称ワシントン条約, CITES) や 1979 年の「移動性野生動物種の保全に関する条約 (The Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals)」(通称ボン条約) にも、オーストラリアは批准し、締約国である。後者の 2002 年第 7 回条約締約国会議では、ジュゴンの保護について 2 つの勧告が採択されている。特に勧告 7.5 では、生息域にあたる締約国には、その保護と管理への協力やその行動計画の覚書の作成を要請しており、当然のことながら北オーストラリア水域におけるジュゴン個体群の保護を義務づけている。というよりも、第 7 回締約国ボン会議でのジュゴンの案件に関する勧告の提案者の代表がトレス海峡のジュゴンともっとも関わっているオーストラリアの生物学者であったのである。

上記の国際的な動向と並行する形で、オーストラリア国内においても、法整備が進められた。ただ、オーストラリアにおいては、カナダのイヌイットのヌナウトと同様に、特殊な展開がみられたのである。1985 年のトレス海峡条約の施行によって、この海域における先住民の「伝統的生活様式」の保全が確認され、それを具体化したオーストラリア漁業法の中でも、ジュゴンとウミガメは「伝統的漁業」の対象と位置づけられ、先住民にのみ自給的な捕獲と利用が「許可」されていた。そのことは、その後オーストラリアにおいて時代を画する歴史的な出来事となった、それまで「開拓植民地」として白人による入植まで「誰のものでもない土地 (terra nullius)」とされてきた土地に連邦最高裁判所によって「先住権原 (Native Title)」を認める判決 (トレス海峡マリー島の住民が土地所有権を求めてクインズランド州政府を訴追した裁判、いわゆるマボ判決) がくだされ、1994 年 1 月には「連邦先住権原法 (Commonwealth Native Title Act)」が発効した (細川 1997)。その第 211 項で、先住民に改めて「狩猟、漁業、採集、文化的・精神的活動などを行う土地や水域と関連した先住権原と利益を行使し、享受する」権利が再確認されたのである。それはリオデジャネイロにおける

1992年の地球サミットや1993年の国連総会における「国際先住民年」の採択とほぼ並行する出来事であったが、その一方でオーストラリアでも「持続可能性 (Sustainability)」の言葉が使われはじめ、環境保全をめざした1992年のクインズランド州における「自然保全法 (The Nature Conservation Act 1992)」, 連邦政府の「環境保護および生物多様性保全法 1999 (Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act 1999) ('wealth)」(EPBC Act) が制定され、動植物保護に関する意識は高まり、国民の世論やそれに先行した生物学者たちのスタンスと動向が先住民と大きく関わることになったのである。

3. トレス海峡諸島における生物学者の出現

トレス海峡の海域に生物学者が関わるようになったのは「トレス海峡条約」の締結を契機とする。先にも述べたように、第10条の4項や第14条で保護地帯内の海洋環境と土着のファウナ・フローラを保護・保全する必要性が取り決められ、とくにそこでの漁業対象とされる生物についての基礎調査がはじめられたからである。保護地帯の直接的な担当部局 AFMA はその TSPZJA の下部機関「トレス海峡科学者助言委員会 (Torres Strait Scientific Advisory Committee)」(以下、TSSAC と表記) にその調査を依頼し、連邦の国立研究機関である「オーストラリア連邦科学産業研究機構 (The Commonwealth Scientific and Industrial Organization)」(以下、CSIRO) が漁獲対象としてのエビ類、イセエビ (ニシキエビ)、ナマコ、真珠貝とならんで、ジュゴン・ウミガメの調査を行うことになった。ただ、ジュゴンについては、CSIRO とともに、当初からオーストラリア熱帯海域のジュゴン研究拠点であるジェームズ・クック大学のマーシュ (Marsh, H.) 博士を中心とした「熱帯海洋生態学・漁業生物学」学科が担当している。ジェームズ・クック大学はグレートバリア・リーフに近い地の利を生かして、ジュゴンの生理学的な調査と空中観察による生息頭数の把握につとめ、一方 CSIRO はトレス海峡諸島の関係する島々で1週間ないし2週間の捕獲頭数調査を実施して、そこからシミュレーションを行い、トレス海峡における年間捕獲頭数を算出したのである。その結果1986年から10年にわたる調査を経て、ジュゴンとウミガメには、空中観察による生息頭数の概数と1994年に1度目の報告 (Harris et al. 1994) および2004年にはより調査精度を高めた最終報告 (Skews et al. 2004) によって捕獲頭数が算出された。これらの漁業資源調査では、一部捕獲頭数の調査のために先住民と接することはあったが、ほとんど先住民の頭越しに非先住民の研究者とモニター要員によって事が進められてきたのである。そして、つねに科学者助言委員会から出てくる勧告はジュゴンの場合「過剰捕獲」という言葉であった。

1986年から5年ごとの空中観察により、オーストラリア熱帯海域でのジュゴンの生

息頭数の輪郭が次第に明らかとなってきた。世界にはほぼ10万頭と推測されている生息頭数のうち、7万頭から8万頭がオーストラリア北部の熱帯海域に生息しており、なかでもトレス海峡には、13,000頭から27,000頭というもっとも周密に生息する地域であることが分かってきたのである (Marsh et al. 2004a; 2004b)。IUCNによって絶滅危惧種に指定されているジュゴンであるが、他の生息域はどちらかといえば途上開発国の沿岸部が多く、保全への対策は立ち遅れており、そのためにオーストラリアの生物学者たちは国際的責任の上からもトレス海峡をふくむオーストラリア熱帯海域のジュゴンを保全するばかりか、可能なら一大サンクチュアリーにでもして、個体数の増加を図りたいのである。

たとえば、生物学者たちが「過剰捕獲」と主張する根拠は次のようなものである。1987年から5年間隔でトレス海峡保護地帯内の空中観察によるジュゴン生息頭数調査がはじめられた。1987年から1991年の比較では、 $13,319 \pm 2,136$ 頭から $24,225 \pm 3,276$ 頭への変化があり、1996年ではさらに増加して $27,881 \pm 3,095$ 頭であったが、2001年には再び $14,106 \pm 2,314$ 頭に1万頭以上激減しており、その後の2006年では、2001年の数値と大きく変わらないのである。遊動性をもつジュゴンであるがゆえに、視認による調査では正確さを期しがたいのであるが、この20年あまりの大きな変動はこの海域内の自然増加や自然減少によるものではなく、海域内のアマモ類の消滅と回春による他の水域との間の移動によるものと推測されている。他方、ジュゴンの初産の年齢 (10～17年)、受胎期間 (13ヶ月) および分娩間隔 (3年～7年)、さらには寿命 (70年) という生理学的な指標から、ジュゴンの再生産率を良好な藻場の存在など最良の条件下において年間生殖可能頭数の5%、悪ければ0%であり、平均を取って2ないし3%だとすると、持続しうる捕獲頭数は年間90頭から120頭になるらしい (Marsh et al. 2004a; 2004b)。ところが、海峡全域を合計すると、少なく見積もっても年間600頭、おそらく1,000頭ちかい捕獲が行われており、生物学者の立場からは当然「過剰捕獲」という結論に至るのである。しかし、その数値は、研究者もみずから認めているように、目下の調査技術では限界があり、捕獲頭数の数値の不明確さもあって、一方では予測は困難という結論を導きながらも、政府機関への報告書や、ましてや先住民の目に触れることのないアカデミズム界の学会誌への投稿論文においては、「過剰捕獲」によるジュゴン個体数保全の不可能性を公言して憚らないのである (Marsh et al. 1997; 2004a)。

そうした生物学者としての「責任感」とならんで、科学研究が現代社会の中で置かれている別の側面も考えなければならない。従来からアメリカとならんで科学研究のプラグマティカルな側面を強調してきたオーストラリアにあつては、とくに先住民研究に対する先住民側からの異議申し立て (先住民調査における知識あるいは知的財産の収奪とその利益 (成果) 配分の不平等性) も相俟って、研究の社会的説明責任、研

究の費用対効果、さらには大学を含めた研究機関（大学・学部・学科）の外部資金獲得や研究者養成能力といった監査文化（audit culture）が研究者たちを取り巻いているからである。そのために、生物学者たちもみずからの存在の説明責任を果たさなければならない。国内的・国際的なプロジェクトにおける社会的地位もあれば、研究テーマの意義と学内的にも大学教員としての貢献性はつねに問われる要素である。そうした意味では、トレス海峡のジュゴンやウミガメをめぐる20世紀後半からの海洋環境の保全や資源管理という側面からみれば、生物学者は「客観的」な調査・研究者ではなく、先住民とそれを法的に規定する州や連邦政府とならんで、大きく関与する利害関係者とみたほうがよい。

もちろん、生物学者たちにしても、トレス海峡条約や先住権原のことを知らないわけではない。しかしながら、生物学者や保護団体は、先住権原を認められた法律と環境保全や生物多様性保全の法律を絡めながら、これまで政府当局が政治的な配慮から先住権原の優位性を認めてきた態度を問題視するのである。すなわち、先住権原にもとづき、先住民がみずからの伝統的生活様式や生活と関連してジュゴンを狩猟するとしても、そのストックの状況しだいであり、環境保全や生物多様性に支障のない範囲内であれば問題はないかも知れないが、再生資源の場合、その捕獲量が再生産率を上まわるなら、環境保全や生物多様性の推進と抵触しており、目下トレス海峡のジュゴンとウミガメの法律上の規定である漁業（fishery）というカテゴリーをはずして、自然保護・生物多様性保全法（Environment Protection Biodiversity Conservation Act 1999）を優先し、先住民側に自己管理をうながすか、あるいはトップ・ダウン的に狩猟制限を課し、ジュゴン・ウミガメの保護を求めるべきだと主張するのである（AFMA 2007）。

それは、オーストラリア連邦の領海では、トレス海峡諸島が代表するような先住権原に関わる海域を別にすれば、ジュゴンとウミガメが自然保護法や生物多様性保全法の枠内にあり、管理をAFMAとは別の「オーストラリア環境・水域・遺産・芸術省（Department of Environment, Water, Heritage and the Arts (DEWHA)）」が所轄しているからである。しかし、TSPZJA およびその代弁機関であるAFMAは、DEWHAとの調整は図るが、「トレス海峡条約」および「先住権原法」に盛り込まれた「トレス海峡の自然環境の保護にさいして、伝統的住民の伝統的活動への影響を最小限にとどめるべきである」という条項にもとづく姿勢を今のところ崩していない（AFMA 2007）。オーストラリアはIUCNの会員国ではあるが、オーストラリアでは、ジュゴンは「絶滅危惧種Ⅰ類」の位置づけではなく、それよりランクの低い「Ⅱ類（vulnerable）」になっている。

4. 生物学者たちの新たな試み

前節で述べたように、非先住民行政の先住民への政治的な配慮と生物学者たちの基準には齟齬があるが、両者の間の調整という意味もふくめて案出されたのが先住民のコミュニティ自体を基盤とした管理（CBM）あるいは共同管理（CM）である。それについて、生物学者のリーダーはトレス海峡諸島民の代表者たちが参加したワークショップで次のように語る。「あなた方、在地の方々の知識は西欧の科学者たちの知識をはるかに超えている。そうした知識が管理に組み込まれることはとても重要です。でも、一方で島の人たちが西欧流の科学の訓練を受けることも重要だと思っています。あなた方にとってどれほどジュゴンが大切であるかを西欧の科学者が理解しようとするよりも、島の方々を西欧流の科学で訓練するほうがもっと容易です。この地で育たなかったものがあなた方にとってのジュゴンの大切さを感知できるとは思わないですから」（Murlenann and Hanssen 1994）と。

それ自体、たしかに一見筋の通った物言いである。ただ、後で述べるように、トレス海峡諸島民の「管理」は1ファウナとしてのジュゴンの保全にのみ関わる問題ではなく、彼/彼女らの文化やとくに政治（つまり管理の主体）に関わるものであり、生物学者の言葉はそこまでの射程をもっていない。しかし、そのリーダーは、意図を実現するために、政府機関のAFMAと「環境遺産省（Department of Environment and Heritage）」などから資金を引き出し、トレス海峡の島を舞台に、博士論文を手がけようとする大学院生にパイロット事業の意味も込めてその課題を託したのである。その1例が冒頭に述べた1997年から1999年マビアグ島に滞在した院生であり、もう一人が2004年から2005年に1年間海峡の町場木曜島に滞在しながら、隣島のハモンドを中心にその事業を展開したのである。両者の事例は政府関係者や研究者が大きな期待を寄せるCMやCBMが目下どのような状況にあるのかをうかがう上で紹介しておくのも意味があろう。

まず後者の大学院生による報告を読むと、調査対象社会の信頼を得るのにどれほどの時間がかかり、かつ調査と同時にハンターたちによって書き込まれた狩猟行動や捕獲ジュゴンの生物学的特性を記すデータシートの収集のための人的ネットワークの形成、さらにそれぞれの村会の議員たちの後押し、住民のトレーニングのためのワークショップ、調査結果報告のための会合の設定といかにその労力を費やしたかという延々とした記述と、その結果村びとの多くが西欧流の科学的モニター法を経験したこと、それに自分の配慮のゆえに100%ではないとしても、全体として成功裏にことを運べたという自画自賛を書き連ねている（Hamann et al. 2006）。

しかし、結局のところ、たしかに住民みずからが自己管理するための基礎調査技術のほんの一部を獲得する機会は提供したであろうが、データシートの調査項目（狩猟

日時、狩猟構成員数、捕獲ジュゴンの性別、懐妊中か否か、島から捕獲場所までの距離、大凡のサイズ、狩猟道具、狩猟時間、狩猟目的など）は住民からすれば、自己管理するためにはきわめて断片的なもので、それだけがあっても管理する手助けにもならず、集められたデータシートの解析はみずからの手を離れ、牙の縞層にもとづく年齢測定や空中観察にもとづく生息頭数、さらには他の文献類による既往データとの比較など、その大学院生や所属研究機関の掌中にあることになる。それゆえ、調査活動中にパートタイムのカウンターパート（協働者）として雇用された数人には具体的な見返りがあったかも知れないが、CMやCBMのための西欧流の技術移転という課題を掲げながら、先住民ハンターたちの知識やデータシートへの書き込みは結局彼女の博士論文作成のためのデータ作りとジュゴンに関する研究者側の生物学的な情報蓄積にもっとも役立ったといえすぎであろうか。

そのように考えるのは、彼女および研究グループによる調査データの解析がいわば生物学的な研究手法としては当然のことかもしれないが、仮説検証型であるために、「はじめに結論有りき」の感がうかがえるからである。すなわち、データシートは統計処理されるわけであるが、そこに現れた数値をいかに解釈するかという点で、つねに「過剰捕獲」という前提が見え隠れするからである。

たとえば、捕獲されたジュゴンの生物学的な初産の年齢について、旧来は「初産の年齢が高いがゆえに自然増加率が低く、捕獲頭数を制限しなければならない」という過剰捕獲の根拠にされていたのであるが、調査サンプルで初産の平均年齢が旧来よりも若い数値が出てくると、「再生産率が旧来の仮説よりも高くなる可能性がある」と解釈するのではなく、生物世界一般の傾向性という前提を背景に、「個体数の減少が雌の初産の年齢を早めている」（Hamann et al. 2006）という結論に導くし、北部のマビアグ島の2年間におよぶ捕獲個体の平均体長が233cmだったのに比べ、自己の調査対象地の捕獲個体平均体長が198.2cmであることを、ジュゴンの生育に影響をおよぼす調査域の海藻類の生育状況や繁殖地の状況、さらには調査対象期間とジュゴンの成長期などの関係を考慮せず、「より体躯の大きい、再生産期にある個体が狩猟によって殺され、その狩猟速度に追いつかないために、狩猟個体が小さくなっている」（Hamann et al. 2006）と結論づけるのである。

さらにまた、捕獲されるジュゴンについて、旧来住民がその脂肪の乗り具合のゆえに、メスや、ときには時期によって懐妊期のジュゴンが捕獲される傾向があり、このことも生物学者からは持続可能な保全にとって大いに問題視されているのであるが、調査対象地の捕獲個体雌雄別比率が1:1.6となり、雄の方が多く捕獲されている結果が出ると、「より多くのサンプルを集めないと判断を下せない」（Hamann et al. 2006）と結論を保留する。他の事柄では、少ないサンプルでも「過剰捕獲」の可能性を示唆するのに、その説明に適合しない調査結果には判断を下さない。これではやはり恣意

的な側面のあることを免れないのではなかろうか。

また、マビアグ島で調査したもう一人の大学院生の場合、ジュゴンの再生産率とそれに影響をおよぼす要因を検証するために、彼女は1997年から1998年までハンターによって捕獲された雌の年齢（牙の縞層によって算定）分布を分析する。16から25歳の雌がわずか4頭であり、26から35歳の26頭に比べて極端に低い数値を示すのである。彼女は、1970年代後半に同島で滞在調査したアメリカの研究者の調査報告（Nietchmann 1985a）にもとづいて、周辺海域のアマモ類が消滅したためにジュゴンの栄養状態が悪く、その折再生産率が極端に低下したことにその理由を求めるのである。彼女の主張したいことは、海峡域の餌場であるアマモ類の状況がジュゴンのライフ・ヒストリーに大きく影響を与えていることが予想され、餌場の盛衰に応じて狩猟禁止区域の設定の必要性を示唆しているのである（Marsh and Kwan 2008）。

しかし、この場合も、その結論を導く過程で当人たちが十分に承知している事実を考慮に入れていない。つまり、ジュゴンの「定住性」の問題である。ボン条約にもあるように、ジュゴンは移動性野生動物種である。通信衛星を利用したジュゴンの調査では、かなりの移動性を示す事実も知られている。先にも述べたように、みずからのグループが行った空中観察の生息個体数調査では、1986年から2006年の間だけをみても、13,000頭から23,000ないし27,000頭台へ、そして再び14,000頭台へと、10,000頭前後の増加・減少が起こっているのである。この数値の揺れを当該グループでは海峡内の自然増や自然減に帰することはできず、他の水域からの流入、他の水域への流出にその要因を求めている。これほどの振幅のある中で、上記した捕獲頭数の雌の年齢分布の偏差をジュゴンの策餌環境の悪化にのみ原因を求めることができるのであろうか。一つの仮説の提示ではあるけれども、捕獲禁止区域の設定という政策の根拠にでもなれば、先住民コミュニティへの影響は多大なものがある。

指導教員のプログラムに参画し、これから独り立ちして博士論文や学術誌への論文を書かなければならない状況下にあって議論を展開し結論を急ぐのかも知れないが、そのような「はじめに結論有りき」の議論のために、必ずしもみずからの意志であるいは率先して調査に協力し、調査資料を提供したのではない先住の村の人びとにすれば、その研究結果をどのように受け止めればいいのかであろうか。

そのライフ・ヒストリーや生態行動についての知識の少ないジュゴンについて、院生たちの収集した資料は生物学界を豊かにし、それによって論文を書いていく当人にとってはキャリア形成にも役立つであろう。研究者が手にした資料や母乳・卵巣・牙・脂肪層をふくむ肉片や表皮といった標本類、ライフ・ヒストリーのデータ、あるいはハンターたちの狩猟行動にともなう広範なジュゴンに関する知識は、俊敏で警戒心の強いジュゴンであるから、生物学者本人が自助努力で得ようとしてもおそらく無理であったろう。それまで、そうしたサンプルは北クインズランド東海岸で偶然漁網

や海水浴場のサメ除け網にかかって溺死したものにかぎられ、統計的に処理するには標本数が少なすぎたのである。ハンターたちの手を借りて集めた標本や資料がかろうじて統計処理に耐えるものになるのである。それでも、一方では、「目下の調査やサンプルでは、確実なことを言えない」という但し書きが付くのに、調査の前提はつねに「過剰捕獲」なのである。

もちろん、研究者たちにしても、みずからの使命感と先住民みずからが管理能力を身につけてくれればと願ってのことであろう。そのために、こうしたプロジェクトを手がけた政府関係機関への報告書や論文には、調査者兼指導者のコミュニティへの定着、調査のための信頼の形成、調査実施中のコミュニティへの配慮といった苦労話とならんで、先住民みずからの手で「資源管理」を行うための「西欧流」の資料収集法や観点の取得、ジュゴンに対する「管理意識」の醸成、みずからの調査活動がその目的のためにも役立ったことを成果として主張する (Kwan 2002b, 2005; Hamann et al. 2006)。

しかしながら、先住民サイドからみると、調査者の受け入れに当たって、1) 生物学的な資料は提供するが、研究者は狩猟行動や解体の過程を一切見てはいけないこと、2) そのことはレポートを記述する場合にもあてはまること、とくに、3) 報道関係者にたいして、捕獲頭数や狩猟行為に関する情報をけっして洩らさないことが条件だったのである (Hamann et al. 2006)。これらはいずれも、トレス海峡諸島民側からすれば、最後に述べた報道関係を意識してのことである。マビアグ島に滞在した大学院生の場合にどのようなことになったのかはすでに述べたが、2004年の11月にも、別の大学院生の調査開始と同時に、大都市や地方都市の有力新聞が動物虐待に焦点をあて、11月11日付けの *Cairns Post* 紙には、先住民の行為を否定的かつ感情的に「無頓着で、動物をないがしろにしている」ことをいかにもセンセーショナルな写真を添えて報道したのである (The Australian, Hunting towards Oblivion 2008)。

それが先住民世界を離れた非先住民系の研究者を取りまいている世界である。それゆえに一步先住民世界を離れば、研究者たちも、その算定基準に不明確さを残すものの、「過剰捕獲」という研究者としての「正当」なスタンスを示さなければならず、「オーストラリア環境／遺産省」へのレポートのコメントにも、そのプロジェクトが「意識の低い先住民への技術移転と教育に成果のあったこと」、そしてみずからの学界へのレポートの中では、在地において先住民側の関係機関の後押しや関係者およびその人間の社会関係性資本ないし人的ネットワーク、住民とのコンセンサスの形成、技術移転、先住民自身の調査技術や調査の持続性といった最もテーマとなったはずの側面は背景に退き、先住民側関係機関や住民たちの厚意や協力にたいして一片の謝辞は述べられるものの、あくまで生物学的分析が前面に立ち、到底先住民が読んでも分からない内容であり (Grayson et al. 2008)、結果論かも知れないが、研究者ないし調査

者の滞在中に労を煩わせた事柄はその大学院生や研究者が資料を得るための方便にすぎなかったという思いを抱かされるのは私だけだろうか。

実際、当の大学院生がマビアグ島を離れて以後、私自身3度マビアグ島に出かけてみたが、ハンターたちの狩猟活動は彼女の調査以前も調査以後も大きな変化はなかったし、捕獲頭数や、また彼女が調査中に技術訓練したという捕獲個体の生物学的な諸特性を記録しているわけでもなかったのである。

島の人たちは、そのプロジェクトが意図しその成果として掲げるように、必ずしもその調査への関心やまたその調査の重要性を考え、みずから主体的にその技術の習得のために彼女を評価して受け入れ協力したわけではない。たしかに、長命のジュゴンに関しては当時問題となっていたバプア・ニューギニアの鉱山から流出する重金属汚染の調査項目が含まれていたから、島の人たちが彼女の調査を受け入れる一つの根拠だったかも知れない。しかし、島の人たちが、調査者を受け入れる場合、研究や調査の必要性よりも、その当該研究者個人の島の中で日常生活を送る際の村びとたちとの社会的関係やパーソナリティをより重視する。島の人たちの心性として、外部者に対する歓迎の意や忍耐には著しいものがある。彼ら／彼女らは面と向かって相手を非難したり、反論したりすることはほとんどない。彼らの行動の特徴は意に染まなければ、面と向かって公言するのではなく、遭遇を避けるか沈黙するだけである。そして、「研究者」や「白人」や「政府」だといった一般化された形式でものごとを判断するわけでもない。個別のケース、個々人に焦点を当て、「研究者」の中にも、「白人」の中にも、「白人の教師」の中にも、「いい奴もいれば、ろくでもない奴もいる」と個別的な判断を下すのである。

たしかに、研究者グループのCMやCBMに向けた試みは評価されるべきであろうが、政府機関への報告書に盛り込まれた内容ほどの成果は実現されていない。それと、生物学者（先住の人たちは、人類学者をはじめとした社会学者に対比して、「サイエンティスト」とよぶ）全般に対しては、どちらかといえば、一人の大学院生が報告書の末尾に書き添えたひと言、「この一連の活動を通して学んだこととして、オーストラリアの先住民のコミュニティは西欧の調査や調査者を信用していない」(Hamman et al. 2006)と受け止められているのである。この言葉は私自身、AFMAの木曜島事務所にいる行政官からも直接耳にしたのである (Prescott pers. comm. 2005)。

1985年にトレス海峡条約が批准され、その重要な条項として、「環境の保全」が謳われており、海洋生物学者たちがサイエンティストとしてTSPZJAから委託された調査ならびに助言機関として活動してきた。その結果がこのように評価されるのは研究者たちとしても意に反することであろう。しかし、たとえば、30年あまり訪れてきたマビアグ島のジュゴンの捕獲のことを考えてみよう。私と並行して調査を進めていたアメリカの生態地理学者ニーチマン氏は1年半の滞在にもとづき、1970年代後半、島

の年間捕獲量を104頭と計測した(Nietchmann 1985b)。彼の確認できたものの実数であるが、付近の小島にピクニックに出かけた折や、隣島や町場に出かける折、捕獲してその場で消費したり、土産代わりに持参したのもあったであろうから、年間捕獲量は少なく見積もっても120頭前後にのぼるだろう。しかも、その時期はジュゴンの策餌する近辺のアマモ類が消滅して、ジュゴンとの遭遇がきわめて稀であった時期である。そして、先の大学院生によると、1997年には145頭、1998年には170頭捕獲されたことが確認されている(Kwan 2002a; 2002b)。いわば、マビアグ島の1コミュニティだけでも、年間150頭前後を捕獲してきたわけである。その間、先にも述べたように、研究者たちの空中観察によるジュゴン生息頭数は1986年の13,000頭が最も低く、1990年代の2回の調査では23,000ないし27,000頭台の生息数になり、2000年代に再び14,000頭台の数値が得られている。科学者の意見では、生息数の変化は海峡内のアマモ類の消滅と回春が引き起こすジュゴンの海峡域内外への移動がその主たる原因と推測する。生物学者たちは、その増減を考慮しても、再生資源としてのジュゴンの持続可能性をモデル化すれば、せいぜい90頭から120頭が捕獲可能な上限だとはじきだす。

しかし、マビアグ島のハンターたちにすれば、藻場の消滅と回春による周辺海域で見かけるジュゴンの増減は十分承知していることがらであり、この20年状況に応じながら狩猟を持続してきたのである。海峡全域を合計すれば、先にも述べたように、おそらく少なくとも600頭、パプア・ニューギニア海岸の村々もふくめれば1,000頭ちかくの捕獲を行っているかも知れないのである。生物学者たちの空中観察では、10,000頭前後の出入りがあるが、その出入りを差し引くと、20年前の観測頭数と現在の観測頭数に大きな変化がなく、それにもかかわらず持続可能な年間捕獲頭数が100頭前後といわれても、ハンターたちの経験からは生物学者の導き出す数値は到底信じがたいのである。私は生物学者の導き出す数値の妥当性を判断する材料は持たないし、ジュゴン生息個体数の保全に賛成するのであるが、一方でトレス海峡のハンターたちが持つ違和感にも同意せざるを得ないのである。

5. 先住民側の主張と動向

トレス海峡の人びとが「環境の保全」や「資源管理」について知らないわけではない。1990年代初期、オーストラリアに「持続可能性」という言葉が普及しはじめたころ、ジュゴンとウミガメに関する子どもたちの保護意識をたかめるために、数十枚のスライドと冊子2冊をセットにしたキットがトレス海峡諸島民の暮らす島々の小学校に配布された。1993年と1996年のあいだ、1996-2000/01にも、先住民を雇用して各島3から7日、後半ではその二倍の日数の捕獲調査が行われ、一方では短期の調査と

いう欠陥を補うために、1990年から1999年にわたり、各島の小学生による日々の報告も調査の一環として行われた。それゆえ、先住民は政府機関や科学者がジュゴンとウミガメの捕獲およびその頭数に関して並々ならぬ関心を抱いていること、しかも「過剰捕獲」という意識を持っていること、さらには「将来の世代のために」というスローガンのもとに狩猟自粛のキャンペーンを張ってきたことなど、「資源管理」に無意識でおれというほうが無理なくらい、自分たちの置かれている状況を知っている。

とくに、政治的リーダーたちのあいだでは、非先住民社会や政府機関がトレス海峡に関して国際海峡としての防衛機能や国際航路の要衝、さらにはパプア・ニューギニアからの検疫に関しても敏感であり、それとならんで、「環境保全」、「生物多様性の保持」、「持続可能な開発」についても大いに関心を寄せていることは十分過ぎるぐらい承知している。それゆえ、自分たちでの「自治」を達成するためにも、非先住民世界から後ろ指をさされないためにも、その面で自分たちで政策を立て行動計画を策定したいと考えている。その初めての試みが『トレス海峡の海洋戦略——政策指針 (Marine Strategy for Torres Strait: Policy Directions)』（Murlennan and Hanssen 1994）であった。それは、パプア・ニューギニアの独立時にいわば頭越しに決められた「トレス海峡条約」の問題点を洗い直し、「トレス海峡はわれわれの命だ、その責任を放棄することはできない。トレス海峡諸島民がジュゴンとウミガメを効果的に管理する力をつけることに問題はないが、あくまでトレス海峡諸島民が自分自身の物事としてみずから主体になり、物事を意思決定できることが前提である。」（Lui 1994; Murlennan and Hanssen 1994）というリーダーの指導のもとに行われたものであった。

それによると、彼らは、海洋管理にあたって、1) 資源管理政策や戦略を成功裏に進めるためには、資源に関する十分な知識を必要とするし、そのために調査やモニターなどは不可欠のものだと考えるが、科学的研究者の貢献とならんで、先住民の知識や資源管理者としての価値と権威を容認する枠組みのもとで実行されなければならないこと、2) 1992年6月の最高裁によるマボ判決で確認されたヨーロッパ人の入植に先立つ島の人びとの権利を心に留めること、より具体的には3) 島の人びとがこの地域の島々、水域、資源に関して基本的な権利を有し、トレス海峡の資源管理と環境管理に島の人びとが十全に参画できるように、法の上でも、政策の上でも、組織的な調整の上でも再確認されなければならないことである（Murlennan and Hanssen 1994）。

そのことは、10年以上を経た2007年の『トレス海峡ウミガメ・ジュゴン漁業評価報告書』の中でも、海の先住権原がいまだ認められていない中であって、改めて先住民側のコメントとして再確認されている。すなわち、「トレス海峡の先住民の社会では、彼らの伝統的な水域の中にいるジュゴンとウミガメは自分たちの財産なのであって、捕獲・消費することはずーと昔からの生存権のようなものである」（AFMA 2007）

と。だから、トレス海峡諸島民は単なる‘利害関係者’の一構成メンバーというよりも、こうした漁業資源の‘所有者’だと思っているのである。

このように、10年以上の隔たりを経て、同一の主張をくりかえしているのであるが、先住民の側として、事態の進行に手をこまねいてきたわけではない。詳細については触れ得ないが、自然科学者たちが、特定の生物種に焦点をあてながら、「科学的」調査をくりかえし、「科学者助言委員会」や AFMA への勧告を続けているあいだに、自分たちの求めている海洋資源管理に関する運動を展開していたのである。1983年クインズランド州政府に対して提訴されたトレス海峡東部の島マリーの所有権に関する訴訟は1992年いわゆる「マボ判決」となって、先住権原の承認に至ったのであるが、それはあくまで高潮線よりも高い島の陸地部分の先住権を認めるものにしかすぎなかった。訴訟の当初は、彼らにとって、陸地とならび、生活上関連の深い海域をもふくむ内容であったが、その要素をふくむために裁判の長期化が予想され、裁判過程の調整で海域に対する要求を取り下げた経緯がある（細川1998）。

しかしながら、当該の島のメンバーの中には、島の陸地の先住権が認められたとしても、それと同等あるいはそれ以上に関わってきた海域も、自分たちにしてみれば当然先住権を主張したいし、主張できるという考えに立つ者もいた。1990年代初期に、東部諸島の島の人たちが、自分たちの伝統的な「法」にもとづき島周辺の海の管理と経済的な独立をもとめて、30海里的「排他的経済水域」を宣言したのである。それは非先住民側には法的根拠のないものであるから、ある事件を引き起こした。非先住民系の漁業者がその水域内で魚類を捕獲したのであるが、それを目撃した島人がその漁業者にイセエビ漁用の槍を突きつけ、その「侵入者」から奪ったのであった。そのことは裁判沙汰になり、それをきっかけとして、トレス海峡全域の島々で、海の「先住権原」に関する意識が高まり、それまでの TSPZJA の機構と漁業法の再検討をめざして、2000年8月に先住民の各島代表者で構成される「トレス海峡漁業作業部隊（Torres Strait Fisheries Taskforce）」が結成され、「トレス海峡地域漁業委員会（Torres Strait Regional Fisheries Council）」によって漁業管理の実権をとることを決定したのである。

先住民たちの資源管理に関する矛先は海峡内で操業する非先住民のエビ・トロール漁業に向けられた。それは海峡域のほぼ80%の水揚げ高を誇っており、その実際の操業はもっぱら非先住民に独占されていたのである。そのことに対する不満もあるが、1970年代から先住民のあいだでも展開し、現金収入のもっとも有望な漁業イセエビ漁の資源管理がエビ・トロール漁業の操業をめぐる当初から問題視されていたのである。すなわち、イセエビは数年おきに資源の浮動をくりかえしていた。エビ・トロールの操業域では海底へのダメージとならんで、イセエビが産卵のために回遊するルートにエビ・トロールの網入れが行われ、何年にもわたり、資源の衰弱を招いているというわさがトレス海峡の人びとのあいだではもっぱらであった。そのため、先住民

は非先住民による商業漁業を停止するか、非先住民の免許を買い戻しするかの要求を政府に突きつけたのである。

連邦の担当大臣は政府には買い戻す財源などなく、その要求を拒否したのである。しかし一方では、それまで、トレス海峡条約のもとで組織された「トレス海峡保護地帯合同庁」の最高議決委員会に連邦・州政府担当大臣とならんで、「トレス海峡地域局」の議長を同席させ、さらには先住民側の漁業作業部隊の一人もオブザーバーとして加える決定を下したのであった。後者のオブザーバー参加は先住民社会のありようを映し出している。今日、あるいはかねてから、海峡諸島の各コミュニティが資源管理や漁業振興に同一の見解を有しているわけではなく、また先住民のすべてが海洋民であるわけではない。さらにまた政治的なリーダーがすぐれた漁業者や狩猟者であるとはかぎらない。それに各コミュニティのなかでの行動パターンは社会的な規範を逸脱しなければ、リーダーとその人物を選んだ村民とはフラットな関係にあり、リーダーがトップ・ダウンとしてコミュニティ・メンバーの行動を規制できるわけではない。それゆえ、たまたま「トレス海峡地域局」の議長が連邦・州政府の当該担当大臣と同席するとしても、その議長が全権を委任されているわけではなく、せめて漁業者・狩猟者たちの代表も同席することを望んだのである。

要するに、トレス海峡諸島民たちが望んでいるのは海峡域の先住権原であり、みずからの手で管理を行うことである。TSPZJA の組織的な機構改革の実現もあるが、彼らは各種委員会の場でとくに非先住民漁業をターゲットにしながら、捕獲技術や操業の点でもさまざまな提案を行い実現したものもある。

一つには、先のエビ・トロール漁業の操業期間にイセエビの回遊習性に対応して、時期的な禁漁海域を設定することや免許の買い戻しを提案した。後者は実現しないまま今日に至っているが、エビ・トロール船全体の操業日数枠の設定とその削減、あるいはみずからの操業にも影響を与えるが、イセエビ漁の操業技術である潜水装置フッカー（より深みでの、長時間の潜水操業を可能にする）使用禁止期間の設定、さらには GPS や海底の様相を探知するエコーソナーの禁止も視野に入れている。先住民のあいだでは、ほとんど素潜りで操業が行われており、そうした装置を禁止しても大きな影響を被らず、深みでの操業が行われなければ、生息動物の避難所となり、資源保全につながるからである。実際、当初フッカー禁止はイセエビが産卵場に向かう 10、11 月の 2 ヶ月間であったが、現在では翌年 1 月末までの 4 ヶ月間に延長され、またイセエビの最小捕獲可能個体も甲長 80 mm から 90 mm、尻尾長 100 mm から 105 mm へ制限を厳しくしたのである。

このように、具体的な資源管理に関して、トレス海峡の人びとも、その必要性を認識しているのであるが、トレス海峡条約のもとでの資源管理は西欧流の知識体系、しかも自然科学にシフトした体制で進められてきた。それは、先住民とはまったく関わ

りなく資源調査が行われ、生物学者の立場から勧告や報告書が作成されるか、あるいは、伝統的知識の有用性という点から先住民の人びとを取り込むとしても、最終結果からみれば、周辺の位置しか与えられてこなかったのである。

そのため、先住の人びとに大きく関わる問題であり、資源管理や環境保全のもっとも重要な当事者や利害関係者であるのに、科学者たちの指摘する問題点や勧告は現実の環境問題や資源問題の解決を探ろうとするプラットフォームとして役立っていない。最近の勧告では、科学者助言委員会には、「トレス海峡の政治的なリーダーの代表よりも、現場で漁業や狩猟に積極的に従事するものの代表者をふくめるべきだ」(AFMA 2007)という意見や「自然資源管理の文化社会的な環境的側面を強化するために、社会科学的な専門家を含めるべきだ」(AFMA 2007)という勧告も成されている。実際、要望があれば、科学者助言委員会へのオブザーバー参加希望者の募集も行われるようになっているのだが、2009年3月の科学者助言委員会で確認された「調査にトレス海峡諸島民が関わることへの障害を克服すること」(トレス海峡科学者助言委員会第48回会合)をうけたワークショップにおいても、トレス海峡の漁業資源管理に関して、1)西欧人のまなざしで漁業資源を管理することへの圧力をかけることが問題化され、2)「この地域での西欧流の調査は長期間にわたり、トレス海峡諸島民の願望や、意見や文化をないがしろにしてきたから、われわれを身動きのとれない状況にさせてきた。そのため、アイランダーたちはトレス海峡における調査が非効率的で、否定的なものとなしえてきた」(トレス海峡科学者助言委員会第48回会合)という意見にみられるように、トレス海峡における調査者や調査への不信がそのような調査にもとづいた管理のあり方に対して非難を招いてきたのである。

この発言は海峡の海で狩猟を行っているハンターたちの思いを掬い取っているが、政府機関と直接交渉し、またTSPZJAにその代表者が席についている「トレス海峡地域局」も「トレス海峡の社会が最終的にジュゴンとウミガメの捕獲を減少させる管理を行うことに携わり、やることにも乗り気ではあるが、そのためには社会科学的な調査が、実効性のあるコミュニティを基盤にした管理体制を展開し、実施する、きわめて有効なデータを提供できる可能性があること」(AFMA 2007)を付けくわえている。それゆえ、2007年のジュゴン・ウミガメの管理に関する評価書は1985年に「トレス海峡条約」が批准されて以来はじめて、生物学者以外に、「相応しい資格をもった社会学者(たとえば、生態人類学者)をくわえ、トレス海峡の社会文化的次元の重要性を考慮して、より広い科学的助言公開討論会のようなものを制度化すべきだ」(AFMA 2007)という勧告も行っている。

つまり、トレス海峡諸島のジュゴン・ウミガメの管理にあたっては、トレス海峡諸島民にとってのジュゴンとウミガメの社会的、文化的、そして経済的な重要性に関して明確な理解をもち、トップ・ダウンではなく、ボトムアップ、あるいは草の根的な

コミュニティ内からの動機づけにもとづかなければだめなのである。トレス海峡のジュゴンやウミガメを管理するということは、つまるところ、その資源の「所有者」である人びとの文化的な行動を管理するということである。ジュゴンやウミガメに関する人びとの理解やそれらを狩猟する動機についての基本的な情報を欠いていたり、(生物学者もふくめ) 非先住民の「利害関係者」によってその点が無視されるならば、文化的に相応しい管理体制を展開するために「伝統的な所有者」にいくら関わらせようと取り組んでも、その効果はさほど期待できないのである。

その勧告を受ける形で、ようやく 2009 年の「トレス海峡科学者助言委員会」に、「先住民」の系譜につながるシドニー技術大学の教育人類学の教授をメンバーに加え、社会文化的な特徴に関するプログラムが開始されたのである。当人は、現代社会の中で、トレス海峡諸島民やアボリジニの置かれている立場を熟知している人物 (Nakata 2005) であるが、非先住民系が圧倒的にメンバーの多くを占める中であって、今後どのような展開を示していくのか興味深いところである。と同時に、ここに至って、ようやくトレス海峡の沿岸水域の管理に関して出発点にもどった感がある。

6. 結びにかえて

2007 年、それまでのジュゴン漁に関する総括として同じアセスメントのなかでは、科学者助言委員会の勧告、それを参考にする AFMA も、コミュニティを基盤にした管理とならび、海峡全域における総捕獲量規制 (TAC) やジュゴン生息周密地区における狩猟禁止区域の設定も視野に入れている (AFMA 2007)。先にも述べたように、生物学者たちがジュゴンの初産の年齢、受胎間隔、生殖可能年数などを指標とした再生産率を析出し、現在の捕獲頭数が持続可能な状況にないという判断からの助言である。とりわけ、生物学者にしろ、政府の関係機関にしろ、グローバル・スタンダードや世界の国際条約に批准した社会的責任を自覚してのことであろう。また生物学者は、トレス海峡が世界でもっともジュゴンの周密な生息地であり、国際的な表舞台で活躍する人物でもあるから、その範を示すためにも「絶滅危惧種」のジュゴンの保全を図ることは海峡地域のみならず、世界全体に対しても義務感が強いのである。しかし、総量規制や狩猟禁止区域の導入がどのような問題をもたらすか。その生物学者はジュゴンの藻場を求めての遊動性を考慮にいれて、特定の場所に特化した制限ではなく、少なくとも海峡全域におけるトータルな管理プランの必要性を説く (AFMA 2007)。そのためには、各コミュニティへの捕獲頭数の割り当てやコミュニティ間の分配が肝要であるという。これはカナダの先住民であるジェームズ湾のクリー (Cree) におけるブルーガ (シロイルカ) 鯨の共同管理における TAC や禁止区域の設定を推奨事例としてあげる生物学者の発言であるが、それがその割り当て捕獲量の遵守やコミュニ

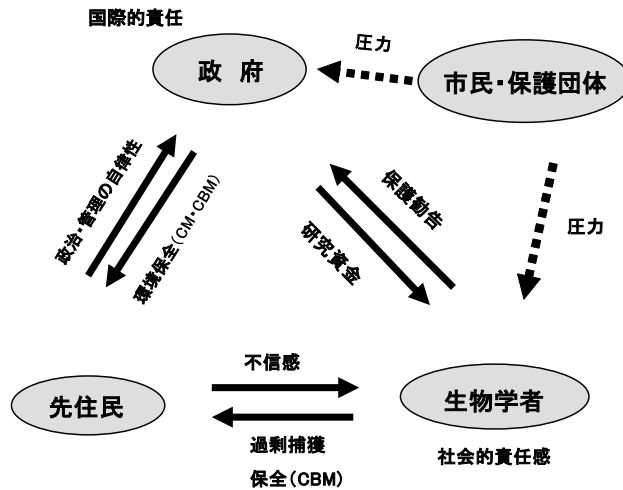


図2 トレス海峡諸島のジュゴンをめぐる利害関係者の構図

ティ内、コミュニティ間にどれほどの問題を引き起こしているか知った上での話であろうか。単に政府発表の報告書だけでは、実態は見えてこず、捕獲量削減の実質的な効果を発揮していないのである（Kishigami 2005; Murlenann and Scott 2005）。したがって、管理のためのプラットフォームを築くには、「資源管理」や「生物保全」それのみに焦点をあてる管理体制の問題ではなく、管理や保全の主体性、つまり先住民社会にそのための主体性をどれほど保障するかという政治的な問題であることを心得ておかなければならない。

それにまた、この上記のトップ・ダウンとしての案はトレス海峡諸島のコミュニティを知った上での提案であろうか。今日、各コミュニティにおいて、多少とも他島との人の移動はみられる。しかし、これまでの歴史から考えて、各コミュニティの自律性と各島への帰属意識が強く、旧来から婚姻関係のある隣接するコミュニティ間をのぞけば、合意形成はむずかしい。彼らが日常的に競合したり、対立したりしているというわけではない。互いにそれぞれの自律性を尊重するのである。それゆえ、各コミュニティをこえて、しかもそれぞれのアイデンティティに関わるジュゴンを先住民のあいだでどこおりなく配分したり、いかに他島への譲渡を可能にするのか、その足並みを揃えさせる必要があるが、それを誰がやるというのか。そのことが先住民のびびりにとって良かれと思って、生物学者や行政官は提案するのであろうから、「科学者助言委員会」の場においてだけではなく、実際本人が各コミュニティに2、3年でも住み込み、コミュニティのびびりとの指導に当たり、結果的に島の人たちも実際にやって良かったという成果があらわれるなら、納得するであろう。島の人たちは無理難題を言っているわけではない。ほんとうにそのことが自分たちのためなんだと納得

づくでものごとを進めたいのである。

しかし、先住の人びとはやはりそこにも釘をさす。各コミュニティが足並みを揃えてと言うが、より持続可能な捕獲数に向けての処置はつまるところ「先住民の態度や信念や行動を変えようとするものごとをふくんでいる。それを年長者たちの会合で了解するかも知れないが、今日の社会にあっては、それでことが済むわけではなく、実際狩猟をやっているのは若い連中であり、そこに干渉することはできない」と。つまり、メラネシアの先住民社会は個人尊重の世界であるから、村で少しでも過ごしてみれば、トップ・ダウンでことが片づかないことは即座に分かることである。それに、ジュゴンやウミガメの目下の状況を在地の人びとのまなざしに立ってよく調べてみなければならない。たとえば、多くの在地の人たちがジュゴンやウミガメが減少しているとみなないなら、いくら説得しても保全という環境倫理に賛同することはない。それと目下の伝統的なやり方を徹底的に調べる必要がある。その方がコミュニティを基盤として、みずから内発的な管理体制のプラットホームを築く上で望ましいものであろう。

さらに付けくわえれば、制限的な管理調整はジュゴン・ウミガメのコミュニティにおける射程を考えれば、社会文化に否定的な結果を招く恐れもある。在地の狩猟や消費行動は目下の文化的な実践や、男らしさや冠婚葬祭などをふくむ多くの要因と関連している。だから、そのような活動になんらかの懲罰でもくわるなら、トレス海峡諸島民の他の事柄や社会生活にも多大な影響を及ぼす可能性がある。離島の小さなコミュニティでは、たいていの人間が狩猟やその資源利用を核にして緊密に関係をもっており、そうした制限の強制力でも働けば、社会的な不和を増加させるだろう。狩猟の減少は、それにともなった分配の後退や社会関係の確認機会も減少し、長期的には社会関係を浸食していくことになる。つまり、コミュニティの再生産や持続に大きな障害をもたらすということである。そのことはかえって政府にその対策のための大きな行政需要を引き起こすことになるだろう。

追 記

脱稿後、2010年7月、トレス海峡の海域に関して連邦裁判所により画期的な判断が下された。2001年先住権審判所を通じて提訴されていた海の先住権が10年の歳月を経て承認されたのである。トレス海峡全域からみると、目下のところトレス海峡諸島民のみが居住するアウター・アイランドの海域のみであるが、各島ごとの原告によって承認された土地の先住権とは違い、北部・中西部・中部・東部各地域の代表者による共同提訴によってアウター・アイランドを一括した海域の先住権が承認され、その海域における旧来の法的な規定であった伝統的漁業だけではなく、先住民による商業的漁業の展開も可能になった。今後、法的整備が進むであろうが、オーストラリア全土のアボリジニーによる海の先住権の承認に向けても、大きな弾みになるであろう。

文 献

- Australian Fisheries Management Authority (AFMA)
 2007 *Torres Strait Turtle and Dugong Fisheries Assessment Report*. Canberra: Australian Fisheries Management Authority.
- AFMA and National Oceans Office (NOO)
 2003 *Turtle and Dugong Catch Monitoring Workshop Report*. Canberra: Australian Fisheries Management Authority and National Oceans Office.
- Canadian Anthropological Society (Spaeder, J. H. & Harvey, F.)
 2005 Co-management and Indigenous Communities: Barriers and Bridges to Decentralized Resource Management. *Anthropologica* 47(2).
- Department of Foreign Affairs
 1985 Treaty between Australia and the Independent State of Papua New Guinea. Canberra: Commonwealth of Australia.
- Dews, G. et al.
 1993 *Guide to Monitoring the Traditional Catch of Torres Strait, Report to the Scientific Advisory Committee of the Torres Strait Protected Zone*. Canberra: AFMA.
- Grayson, J., H. Marsh, S. Delean and R. Hagihara
 2008 *Improving Knowledge of Dugong Life History Using Surrogate Data*. Marine and Tropical Science Research Facility Projects 2007–08, Final Report. Townsville: James Cook University.
- Hamann, M., J. Grayson and H. Marsh
 2006 *Raising Indigenous Community Awareness and Promoting on-ground Recovery Activities for Marine Turtle and dugongs in Torres Strait*. Final Project Report prepared for the Department of Environment and Heritage, Canberra.
- Harris, A. et al.
 1994 *The traditional and island based catch of the Torres Strait Protected Zone, Final Report to the Scientific Advisory Committee of the Torres Strait Protected Zone*. Canberra: AFMA.
- Harris, A. N. H., M. Bishop, T. D. Skews, G. J. Dews and C. R. Pitcher
 1997 *Transfer of Traditional Fisheries Monitoring in Torres Strait to AFMA, with Training: Report on CSIRO Research 1993–1996*. Cleveland: CSIRO Division of Marine Research.
- Johannes, R. E. and J. W. MacFarlane
 1991 *Traditional Fishing in the Torres Strait Islands*. Hobart: CSIRO Division of Fisheries.
- Jones, A. and B. Barnett
 2006 *Guidelines for ethical and effective communication for researchers working in Torres Strait*. Report to CRC Torres Strait. Townsville, Australia.
- Jull, P., G. Mulrennan, G. Crough and D. Lea (eds.)
 1994 *Surviving Columbus: Indigenous People, Political Reform and Environmental Management in North Australia*. Darwin: NARU (Australian National University).
- Kishigami, N. and J. M. Savelle (eds.)
 2005 *Indigenous Use and Management of Marine Resources* (Senri Ethnological Studies 67). Osaka: National Museum of Ethnology.

Kwan, D.

- 2002a Towards a Sustainable Indigenous Fishery for Dugongs in Torres Strait: A Contribution of Empirical Data Analysis and Process. Ph.D. Dissertation, School of Tropical Environment and Geography. Townsville: James Cook University.
- 2002b A Collaborative, Consultative and Committed Approach to Effective Management of Dugongs in Torres Strait, Queensland, Australia. *Fisheries Centre Research Reports* 11 (1): 312–320. Fisheries Centre, University of British Columbia, Canada.
- 2004 Traditional Use in Contemporary Ailan (Island) Ways: The Management Challenge of a Sustainable Dugong Fishery in Torres Strait. In N. Kishigami and J. M. Savelle (eds.) *Indigenous Use and Management of Marine Resources* (Senri Ethnological Studies 67), pp. 281–302. Osaka: National Museum of Ethnology.

Lui, G. Jnr.

- 1994 Background to Torres Strait Regional Government. In P. Jull et al. (eds.) *Surviving Columbus: Indigenous People, Political Reform and Environmental Management in North Australia*, pp. 73–78. Darwin: North Australia Research Unit (Australian National University).

Marsh, N. and D. Kwan

- 2008 Temporal variability in the life history and reproductive biology of female dugongs in Torres Strait: The likely role of sea grass dieback. *Continental Shelf Research* 28: 2152–2159.

Marsh, H., I. R. Lawler, D. Kwan, S. Delean, K. Pollock and M. Alldredge

- 2004a Aerial surveys and the potential biological removal technique indicate that the Torres Strait dugong fishery is unsustainable. *Animal Conservation* 7: 435–443.
- 2004b Dugong Distribution and Abundance in Torres Strait, Report Number R01/0895. Canberra: AFMA.

Marsh, H., A. N. H. Harris and I. R. Lawler

- 1997 The Sustainability of the Indigenous Dugong Fisheries in Torres Strait, Australia/Papua New Guinea. *Conservation Biology* 11 (6): 1375–1386.

Marsh, H., H. Penrose, C. Eros and J. Hugues

- n.d. Dugong : Status Report and Action Plans for Countries and Territories, UNEP/DEWA/RS. 02-1, UNEP, IUCN, Species Survival Commissions, JCU, CRC Reef Research Centre and WCMC.

Mulrennan, M. E.

- 2002 Who's Listening?: Islander Knowledge in Fisheries Management in Torres Strait, Northern Australia. *Fisheries Centre Research Reports* 11 (1): 306–311. Fisheries Centre, University of British Columbia, Canada.

Mulrennan, M. E. and C. H. Scott

- 2005 Co-Management: An Attainable Partnership? Two Cases from James Bay, Northern Quebec and the Torres Strait, Northern Queensland. *Anthropologica* 47 (2): 197–213.

Mulrennan, M. and V. McGrath

- 1994 A Marine Strategy for Torres Strait. In P. Jull et al. (eds.) *Surviving Columbus: Indigenous People, Political Reform and Environmental Management in North Australia*, pp. 73–78. North Australia Research Unit (Australian National University).

Murlennan, M. and N. Hanssen with ICC

- 1994 *Marine Strategy for Torres Strait*. Darwin: North Australia Research Unit (Australian National University) and the Torres Strait Island Coordinating Council.

Nietchmann, B.

- 1985a The Hunting and Ecology of Dugongs and Green Turtles in Torres Strait. *Australia National Geographic Society Research Report* 17, pp. 625–652.
 1985b Torres Strait Islander Sea Resource Management and Sea Rights. In K. Ruddle and R. E. Johannes (eds.) *The Traditional Knowledge and Management of Coastal Systems in Asia and Pacific*, pp. 125–156. Jakarta: UNESCO.
 1989 Traditional Sea Territories, Resource and Sea Rights. In J. Cordell (ed.) *A Sea of Small Boats*, pp. 60–93. Cambridge, Massachusetts: Cultural Survival.

Nietchmann, B. and I. Nietchmann

- 1981 Good Dugong, bad dugong: good turtle, bad turtle. *Natural History* 90: 54–62.

Ponte, F., H. Marsh and R. Jackson

- 1994 Indigenous Hunting Rights: Ecological Sustainability and the Reconciliation Process in Queensland. *Search* 25: 258–261.

Saalfeld, K. and H. Marsh

- 2004 Dugong. In National Oceans Office (ed.) *Description of Key Species Groups in the Northern Planning Area*, pp. 93–112. Hobart: National Oceans Office.

Skews, et al.

- 2004 Traditional Fisheries Catch of Torres Strait Islanders, *Report of the Australian Fisheries Management Authority Torres Strait Research Program*. Canberra: AFMA.

The Australian, Hunting towards Oblivion

- 2008 *April* 26 (<http://www.theaustralian.news.com.au/story/0,25197,235963-5013172,00.html>).

大村敬一

- 1998 「カナダ・イヌイットの日常生活における自己イメージ——「イヌイットのやり方」の「戦術」」『民族学研究』63(2): 160–170。

細川弘明

- 1997 「先住民のゆくえ——マボ論争からウィック論争へ」西川長夫・渡辺公三・G. マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在——カナダ・オーストラリア、そして日本』pp. 177–199. 京都：人文書院。
 2005 「異文化が問う正統と正当——先住民族の自然観を手がかりに環境正義の議論を広げるための試論」『環境社会学研究』11: 52–60。

松本博之

- 2002 「トレス海峡条約と先住の人びと」小山修三・窪田幸子編『多文化国家の先住民——オーストラリアの現在』pp. 35–60. 京都：世界思想社。